発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

るフェノッイ

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2019年4月26日

株式会社翔栄

(SHOEI co., Itd.)

代表取締役 木村 鉄三

愛知県名古屋市東区泉一丁目 17番3号

(052)228-8828(代表)

取締役 総務管理部長 竹花 浩一

フィリップ証券株式会社

代表取締役 下山 均

東京都中央区日本橋兜町4番2号

https://www.phillip.co.jp/

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

株式会社翔栄

http://www.shoeigroup.co.jp/

株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを 含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及 び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要 があります。特に、第一部 第3 2【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する 必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

- ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】 該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間		自 2016年8月1日 至 2017年1月31日				
売上高	(千円)	350,873	1,195,479	509,092	770,024	1,366,991
経常利益又は経常損失()	(千円)	23,272	246,964	45,930	20,275	166,390
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失()	(千円)	14,116	149,641	49,040	15,857	114,067
資本金	(千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
純資産額	(千円)	246,492	366,159	281,545	216,518	330,585
総資産額	(千円)	3,212,369	3,225,590	6,228,596	3,479,307	4,417,115
1 株当たり純資産額	(円)	518.93	770.86	592.73	455.83	695.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失()	(円)	29.72	315.03	103.24	33.39	240.14
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	7.7	11.4	4.5	6.2	7.5
自己資本利益率	(%)	5.9	51.4	-	-	41.7
株価収益率	(倍)	-	4.76	-	-	6.25
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	233,733	1,017,847	110,413	65,876	1,179,243
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	52,240	224,619	1,983,809	348,032	1,897,862
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	207,346	522,231	1,825,114	509,031	729,181
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	222,851	563,117	254,401	292,119	302,682
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	8 (1)	8 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)

⁽注1) 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

⁽注2) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- (注3) 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- (注4) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注5) 当社株式は2017年10月24日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場しました。第23期中間会計期間及び第23期の株価収益率については、当社株式は第23期事業年度末時点において非上場であるため記載しておりません。
- (注6) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- (注7)第25期中間会計期間及び第23期における自己資本利益率については中間(当期)純損失のため記載しておりません。
- (注8) 従業員数は就業人員(兼務役員を含む)であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
- (注9)第23期中間会計期間の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査法人コスモスの監査を、第23期及び第24期の財務諸表、第24期中間会計期間及び第25期中間会計期間の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの監査をそれぞれ受けております。
- (注 10) 2017 年 5 月 8 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行いましたが、第 23 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間(当期)純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失() を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2019年1月31日現在

従業員数(名)	7 (1)
---------	---------

- (注1)従業員数は就業人員(兼務役員を含む)であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
- (注2) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスク発生又は、2018 年 10 月 30 日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。㈱東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、2016 年9月 30 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りであります。

なお、当発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項>(当該契約より一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公 認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない 整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本 契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及び それを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又は これに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又

は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3)bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(非上場会社を完全子会社とする株式交換、 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 非上場会社からの事業の譲受け、 会社分割による他の者への事業の承継、 他の者への事業の譲渡、 非上場会社との業務上の提携、 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 その他非上場会社の吸収合併又はこれら から までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程 等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買

収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解 任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の 議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価 額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る 決議又は決定。

全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。 また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することが できる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間(2018年8月1日から2019年1月31日)におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善、個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社の属する不動産業界においては、都心オフィスビル市場の空室率が長期に亘る改善基調を続けており、 平均賃料も高い水準で安定推移しております。不動産投資市場では、取得競争の激しさから期待利回りの低下 が進み、一部の投資家で慎重な取得姿勢がみられるものの、都心の不動産に対する投資家の投資意欲は依然と して高水準で推移しております。

このような市場環境の中で、当社は引き続き高品質のサービス・商品の提供に努めるとともに、積極的な販売促進活動を行いました。当中間会計期間の売上高は 509,092 千円(前年同期比 57.4%減) 営業利益は 11,407 千円(前年同期比 96.0%減) 経常損失は 45,930 千円(前年同期は経常利益 246,964 千円) 中間純損失は 49,040 千円(前年同期は中間純利益 149,641 千円)となりました。

[事業別の業績の概要]

イ.不動産賃貸事業

自社所有物件の増加等により、不動産賃貸事業の売上高は前年同期比 10.4%増の 184,792 千円となりました。

口.不動産投資開発事業

不動産投資開発事業の売上高は前年同期比 68.7%減の 321,000 千円となりました。前中間会計期間に中型物件 2 件 1,024,866 千円の売上を計上したのに対し、当中間会計期間は中型物件 1 件 321,000 千円の売上を計上しております。

ハ.不動産仲介・コンサルティング事業

不動産仲介・コンサルティング事業の売上高は前年同期と同額の3,300千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 254,401 千円(前事業年度末比 48,280 千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 110,413 千円(前年同期は 1,017,847 千円の獲得)となりました。主な増加要因は有形固定資産から販売用不動産への振替額 273,897 千円、主な減少要因は税引前中間純損失の計上 45,930 千円、利息の支払額 58,725 千円等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 1,983,809 千円 (前年同期は 224,619 千円の使用)となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出 2,092,785 千円等、主な増加要因は預り保証金の受入による収入 139.747 千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は 1,825,114 千円(前年同期は 522,231 千円の使用)となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入 1,952,380 千円、短期借入れによる収入 694,778 千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出 610,578 千円、短期借入金の返済による支出 330,000 千円であります。

生産、受注及び販売の状況

当社は不動産賃貸事業、不動産投資開発事業、不動産仲介・コンサルティング事業を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(1)生産実績

不動産賃貸事業、不動産投資開発事業、不動産仲介・コンサルティング事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2)受注状况

不動産賃貸事業、不動産仲介・コンサルティング事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。不動産投資開発事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3)販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次の通りであります。

事業の名称	当中間会計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)	前年同期比(%)
不動産賃貸事業(千円)	184,792	110.4
不動産投資開発事業 (千円)	321,000	31.3
不動産仲介・コンサルティング事業 (千円)	3,300	100.0
合計	509,092	42.6

(注1)前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

	前中間会	計期間	当中間会計期間	
相手先	(自 2017年	8月1日	(自 2018年8月1日	
	至 2018年	1月31日)	至 2019年1月31日)	
	金額 (千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)リボンプランツ	650,557	54.4	1	1
IKKO(株)	374,309	31.3	1	1
(株)アド給	-	-	321,000	63.1

⁽注2)上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は723,728千円で、前事業年度末に比べ29,102千円増加しております。売掛金の増加81,194千円、現金及び預金の減少51,317千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は5,504,868千円で、前事業年度末に比べ1,782,379千円増加しております。土地の増加694,501千円、建物の増加599,320千円、建設仮勘定の増加429,709千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,476,396千円で、前事業年度末に比べ1,046,816千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加761,959千円、短期借入金の増加364,778千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は3,470,654千円で、前事業年度末に比べ813,705千円増加しております。長期借入金の増加579,841千円、関係会社長期借入金の増加118,535千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は281,545千円で、前事業年度末に比べ49,040千円減少しております。中間純損失の計上による利益剰余金の減少49,040千円がその変動要因であります。

(3)経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績については、「3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載の通りです。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、賃貸用不動産であった設備を売却しております。その主要な設備は次の通りです。

物件名		帳簿価額(千円)						従業員数
(所在地)			建物付属設備	構築物	機械及び装置	土地 (面積㎡)	合計	(人)
レインボー 高蔵 (名古屋市 熱田区)	賃貸用不動産	194,050	1	1	1	79,848 (373.94)	273,898	-

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1)重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行株式 数 (株)	中間会計期 間末現在発 行数(株) (2019年 1月31日)	公表日現 在発行数 (株) (2019年 4月26日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	1,900,000	1,425,000	475,000	475,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100 株
計	1,900,000	1,425,000	475,000	475,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

() = 1 = 1 = 1						
年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月1日~ 2019年1月31日	-	475,000	-	50,000	-	-

(5)【大株主の状況】

2019年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
木村 鉄三	名古屋市東区	299,900	63.14
㈱ウッドビレッジ	名古屋市東区泉1-17-3	175,000	36.84
㈱ティープラン	名古屋市西区新道2-15-11	100	0.02
計	-	475,000	100.00

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 475,000		権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	475,000	-	-
総株主の議決権	-	4,750	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

	2018年					2019年
月別	8月	9月	10 月	11月	12月	1月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

⁽注1) 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日まで役員の異動はありません。

⁽注2) 2018年8月から2019年1月まで売買実績がないため記載しておりません。

第6【経理の状況】

- 1 中間財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2)当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間会計期間 (2018 年 8 月 1 日から 2019 年 1 月 31 日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について 当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

繰延税金資産

固定資産合計

投資その他の資産合計

長期預金

その他

資産合計

	前事業	年度	当中間会計	·期間
	(2018年7	月 31 日)	(2019年1月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	1	306,923	1	255,606
売掛金		2,683		83,878
販売用不動産	1	370,014	1	366,315
前払費用		15,004		15,004
その他		-		2,924
流動資産合計	-	694,625		723,728
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	1	1,167,669	1	1,766,990
車両運搬具(純額)		31,097		25,251
工具、器具及び備品(純額)		398		10,465
土地	1	1,176,449	1	1,870,951
建設仮勘定	1	1,263,357	1	1,693,067
有形固定資産合計	2	3,638,972	2	5,366,726
投資その他の資産				
投資有価証券		339		-
出資金		12,660		14,660
長期前払費用		30,449		76,077

8,792

31,275

83,516

3,722,489

4,417,115

(単位:千円)

5,803

3,036

38,564

138,142

5,504,868

6,228,596

(単位:千円)

		(単位:十円) 当中間会計期間	
	(2018年7月31日)	(2019年1月31日)	
負債の部			
流動負債			
短期借入金	1 915,000	1 1,279,778	
1 年内返済予定の長期借入金	1 412,005	1 1,173,964	
未払金	1,836	2,030	
未払費用	15,894	4,640	
未払法人税等	43,630	177	
未払消費税等	31,358	4 2,903	
前受金	8,932	11,859	
預り金	921	1,042	
流動負債合計	1,429,579	2,476,396	
固定負債			
長期借入金	1 2,514,554	1 3,094,395	
関係会社長期借入金	-	118,535	
預り保証金	133,074	248,999	
その他	9,321	8,723	
固定負債合計	2,656,949	3,470,654	
負債合計	4,086,529	5,947,051	
純資産の部			
株主資本			
資本金	50,000	50,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	280,585	231,545	
利益剰余金合計	280,585	231,545	
株主資本合計	330,585	281,545	
純資産合計	330,585	281,545	
負債純資産合計	4,417,115	6,228,596	
	-		

【中間損益計算書】

(単位:千円)

				(十四・113)		
		前中間会計期間		当中間会計期間		
	(自	2017年8月 1日	(自	2018年8月 1日		
	至	2018年1月31日)	至	2019年1月31日)		
売上高		1,195,479		509,092		
売上原価		786,082		353,326		
売上総利益		409,396		155,765		
販売費及び一般管理費		126,819		144,357		
営業利益		282,576		11,407		
営業外収益						
受取利息		4		2		
受取賃借料		1,620		702		
その他		1,431		681		
営業外収益合計		3,056		1,387		
営業外費用						
支払利息		34,508		58,725		
支払手数料		4,160		-		
営業外費用合計		38,668		58,725		
経常利益又は経常損失()		246,964		45,930		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()		246,964		45,930		
法人税、住民税及び事業税		94,250		121		
法人税等調整額		3,073		2,988		
法人税等合計		97,323		3,109		
中間純利益又は中間純損失()		149,641		49,040		

【中間売上原価明細書】

		前中間会計期間		当中間会計期間		
	注記	(自 2017年8月 1日		(自 2018年8月 1日		
区分	番号	至 2018年1月31日)		至 2018年1月31日) 至 2019年1月		月31日)
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
不動産事業等売上原価		718,712	91.4	273,897	77.5	
経費		67,370	8.6	79,428	22.5	
合計		786,082	100.0	353,326	100.0	

⁽注)原価計算の方法は、個別原価計算です。

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2017年8月1日 至 2018年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		利益剰	制余金			
		その他利益		株主資本	純 資 産 合 計	
	資本金	剰余金	利益剰余	林工貝本 合計		
		繰越利益	金合計	ᄪᆒ		
		剰余金				
当期首残高	50,000	166,518	166,518	216,518	216,518	
当中間期変動額						
中間純利益		149,641	149,641	149,641	149,641	
当中間期変動額計	•	149,641	149,641	149,641	149,641	
当中間期末残高	50,000	316,159	316,159	366,159	366,159	

当中間会計期間(自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)

(単位:千円)

		利益親	制余金			
		その他利益		₩ + 次 ★	純 資 産	
	資本金	剰余金	利益剰余	株主資本	合計	
		繰越利益	金合計	合計		
		剰余金				
当期首残高	50,000	280,585	280,585	330,585	330,585	
当中間期変動額						
中間純損失()		49,040	49,040	49,040	49,040	
当中間期変動額計	-	49,040	49,040	49,040	49,040	
当中間期末残高	50,000	231,545	231,545	281,545	281,545	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益又は税引前中間純損失() 減価償却費 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)	(自	前中間会計期間 2017年8月 1日 2018年1月31日) 246,964 26,277 4 34,508 693,159 13,959	(自	当中間会計期間 2018年8月1日 2019年1月31日) 45,930 41,042 2 58,725 273,898
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益又は税引前中間純損失() 減価償却費 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)	•	2018年1月31日) 246,964 26,277 4 34,508 693,159		2019年1月31日) 45,930 41,042 2 58,725
税引前中間純利益又は税引前中間純損失() 減価償却費 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)	至	246,964 26,277 4 34,508 693,159	至	45,930 41,042 2 58,725
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()減価償却費 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)		26,277 4 34,508 693,159		41,042 2 58,725
減価償却費 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)		26,277 4 34,508 693,159		41,042 2 58,725
受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)		4 34,508 693,159		2 58,725
支払利息 有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)		34,508 693,159		58,725
有形固定資産から販売用不動産への振替額 未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)		693,159		
未収消費税等の増減額(は増加) 長期前払費用の増減額(は増加)				273,898
長期前払費用の増減額(は増加)		13,959 -		-
		-		
				49,701
未払金の増減額(は減少)		3,022		8,526
未払費用の増減額(は減少)		1,477		11,254
未払消費税等の増減額(は減少)		38,147		28,455
その他		9,930		17,083
小計		1,044,626		212,710
 利息及び配当金の受取額		4		2
利息の支払額		34,508		58,725
法人税等の支払額		178		43,974
法人税等の還付額		7,903		400
 営業活動によるキャッシュ・フロー		1,017,847		110,413
 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		600		-
有形固定資産の取得による支出		213,807		2,092,785
預り保証金の返還による支出		9,347		23,821
預り保証金の受入による収入		4,737		139,747
その他		5,601		6,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		224,619		1,983,809
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		260,000		694,778
短期借入金の返済による支出		65,364		330,000
長期借入れによる収入		-		1,952,380
長期借入金の返済による支出		716,867		610,578
関係会社からの長期借入れによる収入		-		118,535
財務活動によるキャッシュ・フロー		522,231		1,825,114
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		270,997		48,280
現金及び現金同等物の期首残高		292,119		302,682
現金及び現金同等物の中間期末残高		563,117		254,401

【注記事項】

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法(中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15~50年

車両運搬具 4~6年

工具、器具及び備品 8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

均等償却を採用しております。

4 . 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」4,144 千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」8,792 千円に含めて表示しております。

(追加情報)

(保有目的の変更)

当中間会計期間において、従来、固定資産として計上されていた「建物」194,050 千円、「土地」79,848 千円を、保有目的の変更により、「販売用不動産」に振替えております。

(中間貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

1 12/1/10/10 (1.0)			
	前事業年度 (2018年 7 月31日)	当中間会計期間 (2019年 1 月31日)	
販売用不動産	370,014千円	366,315千円	
建物	1,136,522	1,737,675	
土地	1,176,449	1,870,951	
建設仮勘定	1,254,857	1,172,382	
現金及び預金	3,036	3,036	
合計	3,940,880	5,150,360	

(上記に対応する債務)

	前事業年度 (2018年 7 月31日)	当中間会計期間 (2019年1月31日)
短期借入金	915,000千円	1,279,778千円
1 年内返済予定の長期借入金	397,185	1,145,372
長期借入金	2,464,224	3,065,247
合計	3,776,409	5,490,398

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年 7 月31日)	当中間会計期間 (2019年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	98,306千円	119,189千円

3 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対して、次の通り支払保証をしております。

	というので、パッシンの内にしている。	- 0
	前事業年度 (2018年 7 月31日)	当中間会計期間 (2019年1月31日)
(株)ウッドビレッジ	123,152千円	120,560千円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)	
 給料及び賞与	20,610千円	9,966千円	
役員報酬	18,120	21,420	
租税公課	24,756	51,780	
支払手数料	22,358	12,055	
交際費	11,246	4,368	
減価償却費	167	6,717	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2017年8月1日 至 2018年1月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

· · / 50 37/						
	当事業年度	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末		
	期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	株式数(株)		
発行済株式						
普通株式	475,000	-	-	475,000		
合計	475,000	-	-	475,000		

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	475,000	1	•	475,000
合計	475,000	•	•	475,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。 5世名の株に関する東西

3.新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項 該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	前中間会計期間 (自 2017年 8 月 1 日 至 2018年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)
現金及び預金勘定	572,956千円	255,606千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	9,839	1,204
現金及び現金同等物	563,117	254,401

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

未払金等については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性 リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2018年7月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)現金及び預金	306,923	306,923	-
資産計	306,923	306,923	-
(1)短期借入金	915,000	915,000	-
(2)未払法人税等	43,630	43,630	-
(3)未払消費税等	31,358	31,358	-
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,926,559	2,934,161	7,601
負債計	3,916,548	3,924,150	7,601

当中間会計期間 (2019年1月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	255,606	255,606	-
資産計	255,606	255,606	-
(1)短期借入金	1,279,778	1,279,778	-
(2)未払法人税等	177	177	-
(3)未払消費税等	2,903	2,903	-
(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)	4,268,360	4,265,560	2,799
(5)関係会社長期借入金	118,535	118,902	366
負債計	5,669,755	5,667,322	2,432

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<u>負債</u>

(1)短期借入金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等

短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金(1年内返済予定を含む)(5)関係会社長期借入金元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2018年7月31日)	当中間会計期間 (2019年 1 月31日)		
出資金	12,660千円	14,660千円		

上記については、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1)ストック・オプションの内容 該当事項はありません。
 - (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、愛知県を中心に、賃貸用の建物・土地を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 127,129 千円(賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上)です。当中間会計期間における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 64,723 千円(賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上)です。

		前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当中間会計期間 (自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)
中間貸	借対照表(貸借対照表)計上額		
	期首残高	2,162,519	2,312,837
	期中増減額	150,318	1,314,936
	中間期末 (期末)残高	2,312,837	3,627,773
中間期	末(期末)時価	2,870,172	3,627,773

- (注) 1. 中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
 - 2.期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は不動産取得(150,318 千円)です。当中間会計期間の主な増加額は不動産取得(1,314,936 千円)です。
 - 3.中間期末(期末)時価は、主要な物件については第三者からの取得時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じておらず、時価の変動が軽微であると考えられるため、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額に指標を用いて調整した金額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸事業、不動産投資開発事業、不動産仲介・コンサルティング事業を主体とする不動産事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2017年8月1日 至 2018年1月31日)

1.製品及びサービスごとの情報 中間損益計算書の売上高に占める不動産事業の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)	
㈱リボンプランツ	650,557	
IKKO株)	374,309	

当中間会計期間(自 2018年8月1日 至 2019年1月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書の売上高に占める不動産事業の割合が90%を超えているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
(株)アド給	321,000

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失()及び算定上の基礎は次の通りです。

		前事業年度	当中間会計期間
		(2018年7月31日)	(2019年1月31日)
1株当たり純資産額		695.97円	592.73 円
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	(千円)	330,585	281,545
純資産の部の合計額から控除する金額	(千円)	•	•
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	(千円)	330,585	281,545
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	(株)	475,000	475,000

			前中間会計期間		当中間会計期間
		(自	2017年 8月1日	(自	2018年 8月1日
		至	2018年1月31日)	至	2019年1月31日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失()			315.03 円		103.24 円
(算定上の基礎)					
中間純利益又は中間純損失()	(千円)		149,641		49,040
普通株主に帰属しない金額	(千円)		-		-
普通株主に係る中間純利益又は	(エm)		140 641		40,040
普通株式に係る中間純損失()	(千円)		149,641		49,040
普通株式の期中平均株式数	(株)		475,000		475,000

⁽注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】 該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】 該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年4月26日

株式会社翔栄 取締役会 御中

監査法人コスモス

代表社員 業務執行社員 新開智之 印

業務執行社員公認会計士 小室 豊和 ⑪

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社翔栄の2018年8月1日から2019年7月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(2018年8月1日から2019年1月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社翔栄の2019年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2018年8月1日から2019年1月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が 別途保管しております。